

## 【法学部】

### 1. 法学部の教員養成の理念・目的

法学部は、本学の教員養成の理念にもとづき、本学特有の学風である「他者のため、社会のために役立ちたい」という学生の精神性を尊重し、その精神性を具体的な教育実践に結びつけ、教育の場において建学の精神である「人間教育」を実現できる教員の養成を目指している。

この利他の精神を基礎とした人間力と教育的情熱と共に、社会に対する十分な専門的知識と生徒を指導する能力とを有する教員を養成することはもちろんであるが、これに加えて、教育に関わるあらゆる場において人権を守る意識を持ち、教育・指導の過程において様々な問題に直面したとき、自身の能力によるだけでなく、周囲と協力しながら課題を解決する能力を備えた教員を養成することが本学部の目的である。

### 2. 教職課程カリキュラムにおける学年ごとの到達目標

#### (1) 中学校、社会

##### (ア) 1年次到達目標

利他の精神を基礎とした人間教育を実践する教育者となるために必要な知識基盤の形成を目標とする。具体的には、教科「社会」に関する科目である「日本史及び外国史」「地理学」「法律学、政治学」「社会学、経済学」「哲学、倫理学、宗教学」に関わる基礎的知識の修得を目標とする。

##### (イ) 2年次到達目標

社会に対する十分な専門的知識をもつ教育者となるために必要な教科に関する科目の基礎を修得すると同時に、当該科目の教育実践力を養うことを目標とする。具体的には1年次で修得した教科「社会」に関わる科目を基礎として、「日本史」「外国史」「地理学」「法律学」「政治学」「社会学」「経済学」「哲学」「倫理学」「宗教学」のそれぞれの科目に関する専門的知識を修得し、これらの科目の教育指導ができるようになることを目標とする。

##### (ウ) 3年次到達目標

2年次で修得した基礎的専門知識を基盤としてさらに高度な専門知識を修得し、教育現場において専門科目の教育指導ができるようになることを目標とする。具体的には、教科「社会」に関わる科目として「日本史及び外国史」「地理学」「法律学、政治学」「社会学、経済学」の専門知識を深く掘り下げて理解し、専門的教育者として適切な教育指導ができる力を養うことを目標とする。

##### (エ) 4年次到達目標

3年間で培った教科「社会」に関わる科目の専門的知識とあわせて、教育基本法の掲げる教育の目的を理解したうえで、人間教育を実践する教育者として必要な人間

力・教育実践力を獲得することを目標とする。具体的には教育実習における教育実践経験などを踏まえて、「日本史及び外国史」「地理学」「法律学、政治学」「社会学、経済学」「哲学、倫理学、宗教学」に関わる専門知識を実践指導できる力を獲得することを目標とする。

## (2)高等学校、地理歴史

### (オ) 1年次到達目標

利他の精神を基礎とした人間教育を実践する教育者となるために必要な知識基盤の形成を目標とする。具体的には、教科「地理歴史」に関する科目である「日本史」「外国史」「人文地理学及び自然地理学」に関わる基礎的知識の修得を目標とする。

### (カ) 2年次到達目標

社会に対する十分な専門的知識をもつ教育者となるために必要な教科に関する科目の基礎を修得すると同時に、当該科目の教育実践力を養うことを目標とする。具体的には1年次で修得した教科「地理歴史」に関わる科目の基礎に立って「日本史」「外国史」「地理学」のそれぞれの科目に関する専門的知識を獲得し、これらの科目の教育指導ができるようになることを目標とする。

### (キ) 3年次到達目標

2年次で修得した基礎的専門知識を基盤としてさらに高度な専門知識を修得し、教育現場において専門科目の教育指導ができるようになることを目標とする。具体的には、教科「地理歴史」に関わる科目として「外国史」「人文地理学」「自然地理学」「地誌」の専門知識を深く掘り下げて理解し、専門の教育者として適切な教育指導ができる力を養うことを目標とする。

### (ク) 4年次到達目標

3年間で培った教科「地理歴史」に関わる科目の専門的知識とあわせて、教育基本法の掲げる教育の目的を理解したうえで、人間教育を実践する教育者として必要な人間力・教育実践力を獲得することを目標とする。具体的には教育実習における教育実践経験などを踏まえて、「日本史」「外国史」「人文地理学及び自然地理学」「地誌」に関わる専門知識を実践指導できる力を獲得することを目標とする。

## (3)高等学校、公民

### (ケ) 1年次到達目標

利他の精神を基礎とした人間教育を実践する教育者となるために必要な知識基盤の形成を目標とする。具体的には、教科「公民」に関する科目である「法律学（国際法を含む）」「社会学、経済学」「心理学」に関わる基礎的知識の修得を目標とする。

### (コ) 2年次到達目標

社会に対する十分な専門的知識をもつ教育者となるために必要な教科に関する科目の基礎を修得すると同時に、当該科目の教育実践力を養うことを目標とする。具体

的には1年次で修得した教科「公民」に関わる科目の基礎に立って「政治学（国際政治を含む）」「経済学」「哲学」「倫理学」「宗教学」のそれぞれの科目に関する専門的な知識を獲得し、これらの科目の教育指導ができるようになることを目標とする。

(サ) 3年次到達目標

2年次で修得した基礎的専門知識を基盤としてさらに高度な専門知識を修得し、教育現場において専門科目の教育指導ができるようになることを目標とする。具体的には、教科「公民」に関わる科目として「法律学」「経済学」の専門知識を深く掘り下げて理解し、専門の教育者として適切な教育指導ができる力を養うことを目標とする。

(シ) 4年次到達目標

3年間で培った教科「公民」に関わる科目の専門的知識とあわせて、教育基本法の掲げる教育の目的を理解したうえで、人間教育を実践する教育者として必要な人間力・教育実践力を獲得することを目標とする。具体的には教育実習における教育実践経験などを踏まえて、「法律学、政治学」「社会学、経済学」「哲学、倫理学、宗教学、心理学」に関わる専門知識を実践指導できる力を獲得することを目標とする。